

# 業務上の災害性の腰痛とは

(問) 当社の社員Aが複数の箱詰めされた製品(約20kg)を積み込み作業中、ほかの社員のミスで箱の



一つが空だったため、それを知らなかった社員Aがその空箱を持ち上げた際に勢い余って姿勢を崩し、腰を痛めてしまいました。このような場合でも業務上災害と認められるでしょうか。

(答) 労働者に発症した腰痛の業務上外の判断基準は「業務上腰痛の認定基準等について」(S51・10・16基発第750号)に示されています。この

基準では、業務上の腰痛を災害性の原因による腰痛(災害性腰痛)と災害性の原因によらない腰痛(非災害性腰痛)の二つに分類しており、災害性の腰痛とは、通常一般にいう負傷のほか、腰部の筋、筋膜、靭帯などの軟部組織(内部組織)の損傷を引き起こすに足りる程度の突発的な急激な力の作用が業務遂行中に生じたための発症も含まれます。一方、非災害性腰痛とは、重量物を取り扱う業務または腰部に過度の負担がかかる作業状態の業務に一定期間従事した労働者に発症した腰痛で、その労働者の作業状態、従事期間及び身体的

条件から見て、当該腰痛が業務に起因して発症したものと認められ、かつ、療養を必要とするものといえます。

お尋ねのケースの腰痛の発症原因は、災害性の原因によるものと考えられます。

前記の認定基準では、業務上の災害性の腰痛とは、次の二つの要件を満たし、かつ、療養を必要とするものをいっています。

①腰部の負傷または腰部の負傷を生じせしめたと考えられる通常の動作と異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が業務遂行中に突発的な出来事として生じたと明らかに認められること。

②腰部に作用した力が腰痛を発症させ、または腰痛の既往症もしくは基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認めるに足

りるものであること。

また、具体的な事例として、次のようなケースをあげています。

(イ)重量物の運搬作業中に転倒したり、重量物を二人がかりで運搬する最中にそのうちの一人が滑らせて肩から荷をはずしたような事故的な事由により瞬時に重量が腰部に負荷された場合。

(ロ)事故的な事由はないが、重量物の取り扱いは当たってその取り扱い物が予想に反して著しく重かったり、軽かったりしたときや、重量物の取り扱いに不適当な姿勢をとったときに脊柱を支持するための力が腰部に異常に作用した場合。

そうしますと、お尋ねのケースについては、前記(ロ)に該当し、業務上災害と認められる可能性があると考えられます。

なお、仕事中であつても、単にソファに座るとき又は立ち上がる時、床にあるゴミを拾おうとしゃがんだとき、上司に呼び止められ振り向いたときなどに発症することも考えられますが、これらのいわゆるぎっくり腰は、日常生活と労働の場、腰部に作用する力の程度にかかわらず無差別に発症し、労働負荷による有意差は見られないことから労働との関連は乏しいとされ、業務上の災害とは認められません。

## 名古屋北監督署のダイヤルイン

監督係(方面)

〈052〉961-8653

安全衛生係(安全衛生課)

〈052〉961-8654

労災保険係(労災課)

〈052〉961-8655